

監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 5年 6月 29日

松阪市監査委員 西 村 和 浩

松阪市監査委員 杉 本 徳 男

松阪市監査委員 赤 塚 かおり

令和4年度定期監査結果報告書における「指摘要望事項」及び措置状況

多くの課に共通する事項

監査委員 指摘事項	措置の状況
<p>○ 令和元年度から「物品役務完了検査調書」の作成が必要となったが、本年度も前年度と同様に不作成・不備が多く見られた。また、納品書に検収印が押されていないなど、不備が多く見られた。「松阪市契約規則」、「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>◆ 契約実務研修会や新任係長研修を開催し、契約事務について学ぶ機会の提供や、庁内インフォメーションにて「契約事務に係る事務取扱要領」を周知した。今後も適切な契約事務が行われるよう研修会の開催等を進めていく。</p> <p>【管理部門：契約監理課】 【指摘のあった課：秘書課、広報広聴課、防災対策課、市政改革課、情報システム課、地域づくり連携課、地域振興課（飯南、飯高）、総務課、職員課、環境課、清掃事業課、地域安全対策課、地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課、商工政策課、農水振興課、文化課、土木課、北部建設保全事務所、上下水道部、市民病院、教育総務課、子ども支援研究センター、給食管理課、生涯学習課、スポーツ課、西部教育事務所】</p>
<p>○ 補助金や交付金の実績報告書に添付される証拠書類について、領収書の但し書に記載のないものや日付の誤り、写真が添付されていないなどの不備が見られた。所管課においては十分な審査等を行い、適切な指導に努められたい。</p>	<p>◆ 「松阪市予算の編成及び執行に関する規則」、「松阪市事務決裁規程」及び「松阪市補助金等交付規則」に基づき、適正な契約事務が確保されるよう、研修会等において指摘事項を周知し、適正な契約事務を行うよう指導を行っていく。</p> <p>【管理部門：財務課】 【指摘のあった課：地域づくり連携課、地域振興課（嬉野）、地域安全対策課、商工政策課、文化課】</p>

<p>○ 切手等受払簿について、所属長の確認印漏れや枚数の記載誤りなど不備が見られた。「松阪市文書管理規程」に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>◆ 「松阪市文書管理規程」に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、関係課への周知を行った。</p> <p>【管理部門：総務課】 【指摘のあった課：収納課、地域振興課（飯高）、清掃事業課、清掃施設課、保護課、こども支援課、文化課、上下水道部、給食管理課、議会事務局】</p>
<p>○ 随意契約について、契約伺いの起案書に適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はあるが理由が適切でないものや記載されていないものなどが見られた。随意契約を行う場合は、契約相手選定の理由の合理性、契約金額の妥当性等を十分に検討し、起案書に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と理由を明確に記載し、説明責任を果たされたい。</p>	<p>◆ 契約実務研修会や新任係長研修を開催し、契約事務について学ぶ機会の提供や、庁内インフォメーションにて「契約事務に係る事務取扱要領」を周知した。今後も適切な契約事務が行われるよう研修会の開催等を進めていく。</p> <p>【管理部門：契約監理課】 【指摘のあった課：地域振興課（飯高）、北部農林水産事務所、市民病院、上下水道部、北部教育事務所】</p>
<p>○ 公用車運行日誌に車両管理者の決裁印漏れ、運転者氏名の記載不備が見られた。公用車を使用する際は、「松阪市庁用自動車管理規程」に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>◆ 松阪市庁用自動車管理規程に基づき、適正に処理するよう各所属に周知するとともに、規程を現況に即した形へ改正し、事務処理の負担軽減を図った。</p> <p>【管理部門：財務課】 【指摘のあった課：地域振興課（飯高）、清掃施設課、保護課、介護保険課、住宅課】</p>

個別事項

◎秘書広報局 監査対象箇所 秘書課、広報広聴課		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	秘書課、広報広聴課	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 契約伺い起案書について、決裁区分誤りが見られた。	広報広聴課	◆ 「松阪市事務決裁規程」及び「松阪市予算の編成及び執行に関する規則」を再度確認し、起案時に誤りのないよう十分確認を行い、適正な事務処理を行った。

◎防災対策課 監査対象箇所 防災対策課		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	防災対策課	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 委託契約について、委託期間終了後に変更契約が締結されていた。	防災対策課	◆ 契約相手方に対し業務委託期間内に決算、監査報告まで含めて事業完了するよう、また何らかの理由で事業委託期間内に事業が完了できない場合は、速やかに知らせるよう指導を行った。また、事業の進捗状況を定期的に確認するよう徹底した。

◎企画振興部

監査対象箇所 経営企画課、市政改革課、情報システム課、地域づくり連携課、地域振興課(嬉野、三雲、飯南、飯高)、地域住民課(嬉野、三雲、飯南、飯高)

指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	市政改革課、情報システム課、 地域づくり連携課、 地域振興課(嬉野、飯南、飯高)	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 債務負担行為の設定がなく、前年度中に契約締結のための見積もり合わせが行われていた。	市政改革課	◆ 「松阪市契約規則」、業務マニュアル及び各課からの通知を再確認し、契約事務に係る注意点を共有するなど、適正な事務処理となるよう徹底した。
○ 修繕における見積書の徴取について、業者の押印がカラーコピーであった。押印は見積書が真正であるという証拠になるので、十分な確認と適切な指導に努められたい。	地域づくり連携課	◆ 見積書受け取り時に注意して確認し、カラーコピーであれば業者に指導を行うよう課内で情報共有した。
○ 委託業務等契約書の再委託に関する条項について不備が見られた。また、給水設備修繕の入札における仕様書について、無理のある条件を求めたため、入札辞退等が多発した。「松阪市契約規則」に基づき適正な事務処理に努められたい。	地域振興課(三雲)	◆ 公正な競争を確保するよう、「松阪市契約規則」を再確認し、適正な契約事務に努めた。
○ 長期継続契約について、契約書に特約事項を規定していないものが見られた。	地域振興課(嬉野)	◆ 契約事務に係る規則等を課内で再度確認するとともに、長期継続契約締結時に契約書に不備がないよう十分に精査し、決裁時に契約書類の確認を行うことにより、適正な事務処理を行った。

<p>○ 長期継続契約について、契約書に特約事項を規定していないものが見られた。</p>	<p>地域振興課(飯南)</p>	<p>◆ 「松阪市契約規則」の再確認を行い、適正な契約事務に努めた。</p>
<p>○ 工事契約について、仲裁合意書が記入、押印されていないものが見られた。</p>	<p>地域振興課(飯高)</p>	<p>◆ 「松阪市契約規則」等を課内で再確認するとともに、書類に不備がないよう十分に精査し、適正な事務処理を行った。</p>

◎総務部 監査対象箇所 総務課、財務課、職員課、契約監理課、市民税課、資産税課、収納課、債権回収対策課		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	総務課、職員課、収納課	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。

◎環境生活部 監査対象箇所 環境課、清掃事業課、清掃施設課、戸籍住民課、地域安全対策課、人権・多様性社会課		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	環境課、清掃事業課、清掃施設課、地域安全対策課	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 委託契約関係書類について、通常の委託契約には不要な書類を業者に提出させていた。適切な契約事務を行い、効率性の向上及び相手方の負担軽減に努められたい。	環境課	◆ 「松阪市契約規則」等に基づき適正に処理するよう改善し、今後同様の誤りを起こさないよう環境課及び地域住民課(嬉野)で情報共有を行った。
○ 委託契約について、履行確認が年度内に行われていないものが見られた。	清掃事業課	◆ 物品役務完了検査調書について、業務履行完了時に不作成、不備がないよう十分に精査し、適正な事務処理を行った。
○ 長期継続契約について、契約書に特約事項を規定していないものが見られた。	戸籍住民課	◆ 「松阪市契約規則」の再確認を行い、適正な契約事務に努めた。

◎健康福祉部・福祉事務所

監査対象箇所 健康福祉総務課、地域福祉課、障がい福祉課、保護課、高齢者支援課、介護保険課、保険年金課、健康づくり課、こども支援課、こども未来課、子ども発達総合支援センター

指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	地域福祉課、障がい福祉課、保護課、高齢者支援課、介護保険課、こども支援課	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 委託契約について、契約の締結により支出負担行為書を作成しなければならないが、支出負担行為兼支出命令により執行されていた。	保険年金課	◆ 「松阪市会計規則」に基づき、適切な事務の執行を行うよう周知を行った。
○ 債権回収対策課から指摘を受けるまで未調定債権の存在に気付かず債権整理がされていなかった。担当部局内でしっかりチェックできる仕組みを構築されたい。	保険年金課	◆ 未調定債権(高額療養費、医療費)について、リスト整理を行った。処理方法については、債権回収対策課と今後も調整を行っていく。
○ 補助金交付に対する履行確認書が作成されていないものが見られた。	健康づくり課	◆ 補助金の実績報告に係る規定を再確認するとともに、3月末までに実績報告書が提出されず、額の確定ができない場合は、関係書類又は現地調査により履行確認を行い、補助金等履行確認書で事業の完了の証明をするよう再度事務処理の確認を行った。
○ 委託業務における再委託に関する手続等について、契約書に再委託の承認手続に関する記載があるにもかかわらず審査、承認がなされていないなど適正な手続が行われていないものが見られた。契約事務について適正な事務処理に努められたい。	地域福祉課	◆ 委託業者から再委託承認書類の提出があった際には、直ちに審査・承認を行うよう改善し、漏れや不備がないよう契約事務の適切な執行に努めた。

<p>○ 外部委託をしている支援事業について、前年度に比べてきめ細かい支援が出来なかった理由を、当該支援員が別の委託業務を兼務しているためなどとしている。委託契約に基づき事業を完遂するよう受託事業者には担当部局から指導されたい。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>◆ 委託先の職員を1名増員し、兼務による業務負担を軽減するとともに、各種事業による相談や支援体制を整え、相談者に寄り添った支援に努めた。</p>
<p>○ 債務負担行為の設定がなく、前年度中に契約締結の起案が行われているものが見られた。</p>	<p>介護保険課</p>	<p>◆ 「松阪市予算の編成及び執行に関する規則」を順守し、新年度で契約することを担当者に再確認した。また、課内で内容を共有した。</p>

◎産業文化部
 監査対象箇所 商工政策課、観光交流課、企業誘致連携課、競輪事業課、地域ブランド課、農水振興課、林業振興課、農村整備課、文化課、北部農林水産事務所、西部農林水産事務所

指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	商工政策課、農水振興課、文化課、北部農林水産事務所	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 委託契約等関係書類について、契約形態に見合った契約条項が使用されていない。また、実績報告書の添付資料に不備が見られた。	文化課	◆ 業務委託の契約形態を理解するとともに、契約の際に条項の内容を改めて確認し、契約形態に見合ったものを使用するよう徹底した。また、実績報告に必要な書類について、補助対象者に改めて周知指導の徹底を図った。

◎建設部
 監査対象箇所 土木課、建設保全課、住宅課、用地対策課、都市計画課、営繕課、建築開発課、北部建設保全事務所、西部建設保全事務所

指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	土木課、住宅課、北部建設保全事務所	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 契約関係書類について、契約日の記載漏れや竣工年月日の記載誤り等不備が見られた。	土木課	◆ 契約関係書類の竣工年月日の記載誤り等不備について、業務履行完了時に契約関係書類の不作成、不備がないよう十分に精査し、適正に作成するよう周知した。
○ 契約関係書類について、契約日の記載漏れや竣工年月日の記載誤り等不備が見られた。	北部建設保全事務所	◆ 工事請負業者からの提出書類に不備が無いよう指導するとともに、提出時に誤りなどが無いか確認を十分に行う。また、契約日の記載漏れや竣工年月日の記載誤り等については、今後このようなミスが無いよう作成者の入力チェック及び決裁過程での確認を十分に行う。
○ 債務負担行為の設定がなく、前年度中に 契約予定通知書が送付されていた。	北部建設保全事務所	◆ 「松阪市契約規則」、業務マニュアル及び各課からの通知を再確認し、契約事務に係る注意点を共有するなど、適正な事務処理となるよう徹底した。
○ 入札案件である単価契約について、見積り合わせによる契約締結を行っていた。	住宅課	◆ 浴室防水修繕業務について、令和4年度から、年間支払い予定額を予定価格とした入札を執行している。

◎消防団事務局 監査対象箇所 消防団事務局		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
特に述べることはない。	消防団事務局	—

◎会計管理課 監査対象箇所 会計管理課		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
特に述べることはない。	会計管理課	—

◎松阪市民病院 監査対象箇所 松阪市民病院		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	松阪市民病院	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 契約事務について、契約締結伺い時の契約期間と契約書の契約期間に違いがあるもの、通常納品までに日数が必要と思われる契約において契約日と納品日が同じもの、市民病院契約審査委員会の承認が必要な契約案件で承認を得ていないものが見られた。また、定めなければならない予定価格を定めていないものが見られた。市民病院においては高額な契約案件も多いことから、適正な事務処理に努められたい。	松阪市民病院	◆ 契約日と納品日が同じものに関し、契約前の下打合せ・事前協議により、契約から短期間での納品が可能であった案件があったが、この契約日と納品日が同じ日の指摘及び契約期間の不一致の指摘を受け、契約履行の実態に沿った契約期間の設定など適切な契約事務の執行に努めた。 市民病院契約審査委員会の承認手続は、これまで、適正な契約事務の実現のため、運用してきたが、再発防止策を検討し、入札等の執行計画の段階で審査対象案件かを確認するなどして、事務処理のチェック体制の強化を図った。 案件に応じ参考見積を徴取するなど妥当な予定価格を設定することの重要性を意識した契約事務に努めた。 以上のように、適正な契約事務の執行となるよう、関係例規等に則った確実かつ正確な契約事務の執行に努めた。
○ 随意契約について、本来入札や複数者からの見積書が必要な案件が、1者のみで見積書に基づき契約されているものが見られた。随意契約を結ぶ場合は説明責任が果たせるように、法的根拠と理由を明確にするとともに相手事業者の状況もよく把握し、適正な契約事務に努められたい。	松阪市民病院	◆ 病院事業経営において、迅速かつ柔軟な事務処理が求められる環境であるが、適正な契約事務が執行できるよう、指摘のとおり、引き続き、随意契約は例外であることを十分に認識し、入札などの業者選定方法も検討し、より公正な業者選定となるよう、適正な契約事務に努めた。随意契約となる場合も価格の妥当性が確保できるよう複数者の見積徴取に努めた。

◎上下水道部 監査対象箇所 上下水道部		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	上下水道部	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 工事契約について、仲裁合意書の管理者印漏れが見られた。また、随意契約について、見積もり徴取が規定通りに行われていないものが見られた。	上下水道部	◆ 印漏れについては、事務担当者だけでなく、施工担当者も確認するよう周知した。また、「松阪市契約規則」、「契約事務に係る事務取扱要領(マニュアル)」等を再確認するとともに、見積もり徴取を行う際は、適用条項、法的根拠及び理由を十分に精査し、規定どおりに行うよう適正な事務処理を行った。

◎教育委員会事務局 監査対象箇所 教育総務課、学校教育課、学校支援課、生涯学習課、スポーツ課、国体推進室、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所、子ども支援研究センター	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。
○ 耳鏡・鼻鏡の購入について、事前に各学校の必要個数を聞き取り、取りまとめて購入した後に、単独で発注する学校があり、高い単価での購入となっているものが見られた。今後は年間の単価契約による購入を検討されたい。	学校教育課	◆ 対象の物品について、年間で単価契約を交わした。今後も単価契約とすべき物品について検討する。
○ 青少年健全育成事業実施委託料について、一部の委託料の支出に係る手続きに不備が見られた。委託事業については、実績報告書の十分な審査と適切な指導に努められたい。	生涯学習課	◆ 事務手続きについて、委託先に再度説明し今後同様のことのないように指導した。審査については、漏れのないように徹底する。
○ 補助金交付事務について、交付決定前の事業が補助対象となっているものが見られた。事業者には早期に交付申請を行うよう指導されたい。また、実績報告書に添付されている収支精算書と領収書等の金額が一致しないものも見られた。実績報告書については十分な審査と適切な指導を行い、適正な事務処理に努められたい。	スポーツ課	◆ 事業者へ補助金申請の早期手続の依頼のほか、補助金の使途や交付決定の意義、収支精算の注意点を説明・指導した。また、実績報告書の審査は、複数職員で行い適正な事務処理に努めた。
○ 随意契約について、予定価格が記載されていないものが見られた。	西部教育事務所	◆ 松阪市契約規則に基づき適正に事務手続きを行うよう課内及び関係部署にて周知徹底を図った。

◎議会事務局 監査対象箇所 議会事務局		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。	議会事務局	◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。

◎農業委員会事務局 監査対象箇所 農業委員会事務局		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
特に述べることはない。	農業委員会事務局	—

◎監査委員事務局 監査対象箇所 監査委員事務局		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
特に述べることはない。	監査委員事務局	—

◎選挙管理委員会事務局 監査対象箇所 選挙管理委員会事務局		
指摘要望事項	所属名	措置の状況
○ 入札案件であるにもかかわらず随意契約による契約がなされていた。また、見積書の徴取について、記載内容の不備などが見られた。	選挙管理委員会事務局	◆ 「松阪市契約規則」等を再確認するとともに、見積もり徴取の際は記載内容に不備がないか複数職員で確認し適正な事務処理を実施している。